

人権教育視聴覚教材貸出に関する要項

茨城県教育庁総務課人権教育室

1 目的

児童生徒をはじめ県民の人権に関する学習機会において、感性に働きかけ共感的理解を得るために有効な視聴覚教材の貸出等の活用を推進し、県民の人権意識の啓発と人権教育の推進を図る。

2 貸出対象及び条件

市町村教育委員会、学校、学校以外の教育機関、PTA、社会教育各種団体、NPO等の民間団体、企業等の人権に関する学習会であることとし、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 特定の政党や宗教等の活動を支持、または反対するための利用ではないこと。
- (2) 特定の企業や団体の宣伝及び営利を目的とするための利用ではないこと。
- (3) 茨城県の施策の推進に反するものではないこと。
- (4) 貸出視聴覚教材の管理に支障があると認められる利用ではないこと。その他公共の福祉に寄与しないと認められる利用ではないこと。

3 貸出手続

人権教育視聴覚教材を貸出を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、借用申請書（様式第1号）により、茨城県教育庁総務課人権教育室長（以下「室長」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。

4 貸出期間

人権教育視聴覚教材の利用期間は、貸出の日から起算して原則7日以内とする。ただし、室長が必要と認めた場合は、この限りではない。

5 経費負担

人権教育視聴覚教材利用に係る経費については、利用者の負担とする。

6 転貸及び複製の禁止

利用者は、貸出を受けた人権教育視聴覚教材を第三者に転貸及び複製してはならない。

7 利用報告

利用者は、人権教育視聴覚教材の返却の際に、利用報告書（様式第2号）により、室長に報告するものとする。

8 事故報告及び弁償

- (1) 利用者は、貸出を受けた人権教育視聴覚教材について、破損又はその他の事故が発生した場合は、速やかに室長へ報告するとともに、その指示を受けるものとする。
- (2) 室長は、前項の事故により、損害が生じた場合は、（様式第3号、4号により）利用者に対し現品又は相当の代価をもって弁償を求めることができる。

9 庶務

本事業の実施に係る庶務は茨城県教育庁総務課人権教育室において処理する。

10 委任

この要項に定めるもののほか、本事業に関する必要な事項は、室長が別に定める。

付 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。